

知床五湖利用調整地区 利用適正化計画（骨子）

本骨子は、知床五湖地区の利用適正化計画に盛り込むべき内容について、現時点での検討状況を踏まえて抽出したものであり、今後の精査作業や協議会での検討内容を反映して、大きく修正される可能性がある。

1 背景

- 年間50万人が訪れる知床五湖地区では、不特定多数の利用者が自由利用を行っており、歩道の踏みはずし等の利用ルールが遵守されないことと相まって、植生荒廃と静寂な利用環境の喪失が進行。自然環境への影響がみられるとともに、国立公園の核心地域としての魅力を十分に発揮できていない。
- 近年、ヒグマが春から夏にかけて頻繁に知床五湖地区で活動するようになり、5つの湖を周回する地上歩道において、利用者がヒグマと遭遇するケースも生じている。利用者がヒグマに不適切に対応した場合は、事故発生のおそれがある他、餌付けなどの行為による人慣れの進行等により本来のヒグマの生態を攪乱することが懸念される。
- 地上歩道は、今まで、不特定多数の利用者の自由利用を前提としているため、ヒグマが出没する可能性の高い時期については、地上歩道の一部または全部を閉鎖する等の対策を講じている。この結果、知床五湖の来訪者にとって、その利用が不安定なものとなっている。また、歩道が閉鎖されていない期間であっても、利用者がヒグマと不用意に遭遇する可能性があり、根本的な対策が求められている。
- 知床五湖地区における利用適正化を推進するためには、「利用の集中」、「利用の安定性と安全性」及び「利用環境の質的向上」の3つの課題・問題点を解決し、『知床五湖の原生的な自然環境の保全と国立公園ならではの質の高い自然とのふれあい・公園利用サービスの提供』を実現することが必要である。
- このような課題に対応するため、地元関係団体、行政機関、専門家で組織する知床五湖の利用のあり方協議会を組織し、本協議会において検討を進めてきた。

(1) 当該地区の保護及び利用の現状

① 当該地区の範囲（利用調整地区及び関連する周辺地域）

- 知床五湖地区は、利用調整地区（地上歩道が周回する五つの湖を有する森林地帯）の他、駐車場、高架木道等の関連施設からなる一帯の地域。

② 自然環境保全に関する関係法令等の指定状況、自然環境の特性、利用の現状等

<自然環境保全に関する関係法令等>

35 ○国立公園特別保護地区（自然公園法、昭和 39 年 6 月指定）、国指定鳥獣保護区特別保護地区（鳥獣保護法、平成 13 年指定（当初指定昭和 57 年 3 月））により各種
36 行為が制限されており、特に動植物の捕獲・殺傷、採取・損傷は厳しく制限され
37 ている。
38

39 ○平成 13 年に策定された知床国立公園利用適正化基本構想では、「知床国立公園の
40 利用に当たっては、ヒグマによって象徴される知床の自然に対する「謙虚さ」と
41 「畏怖・畏敬の念」を根底とした『ヒグマの棲家におじゃまする』を基本思想と
42 する。」こととしており、「知床ならではの原始性の高い自然景観と豊かな野生
43 生物によって形成される多様な生態系の持続的な保全」を前提として、「原始的
44 な自然の地域において、一定のルールの下での自然体験機会の適正な提供と持続
45 的な利用を図る。」ことを基本方針としている

46 ○知床国立公園は、平成 17 年 7 月に登録された知床世界自然遺産地域に含まれてお
47 り、知床世界自然遺産地域管理計画に基づく管理が進められている。同計画では、
48 「知床五湖地区は、遺産地域の中でも特に利用が集中する地域であることから、
49 過剰な利用に伴う問題、あるいは高密度に生息するヒグマとのあつれきを生じさ
50 せないように、効果的な利用の制限、誘導や普及啓発、施設整備のあり方、ヒグ
51 マの保護管理のあり方を検討し、必要な対策を実施することにより、適正な利用
52 を確保する」こととされている。

53 <自然環境の現状>

54 ○知床五湖地区は、知床半島のほぼ中央部のオホーツク海に面した比較的平坦な溶
55 岩台地上に位置し、トドマツ、エゾマツ、ミズナラに代表される針広混交林の深
56 い森林に抱かれた五つの火山性堰止め湖が点在しており、湖面を前景とした知床
57 連山の眺望は優れた景観を見せている。

58 ○台地の北西側は 200m におよぶ断崖となってオホーツク海に落ち込んでいる。また、
59 最も西に位置する一湖の南西には戦後の牧草地開拓の跡地であるササ草原が広が
60 っている。

61 ○ヒグマ、エゾシカ等大型獣の生息地であるとともに、周辺地域はオジロワシやシ
62 マフクロウ等希少鳥類の生息地域でもある。

63 <利用の現状>

64 ○利用の現状は、年間 50 万人が訪れる国立公園最大の利用拠点であり、唯一のア
65 プローチ手段である道道知床公園線の開通するゴールデンウィークから 11 月下旬の
66 間が利用シーズンとなる。特に利用者の多い時期は、観光シーズンである 7 月か
67 ら 9 月にかけてであり、利用の集中が生じている。なお、夜間は閉鎖されている。

68 <土地所有>

69 ○国有地（財務省所管）及び斜里町有地であり、周辺に国有林及び民有地が存在す
70 る。

71

72 (2) 当該地区の保護及び適正な利用を図るための問題点及び課題

73 ① 植生その他の風致景観の保護上の問題点及び課題

74 ○知床五湖では、多くの利用者が地上歩道に集中することで、滞留地点等において
75 すれ違いのための待避や写真撮影等に起因した植生の踏み荒らし・荒廃が発生し
76 ている。

77 ○不特定多数の利用者が地上歩道を自由に利用する一方、ヒグマの出没頻度が増加し
78 ており、利用者とヒグマとの遭遇の頻度が増すとともに、遭遇時の利用者の不適切
79 な行動により、ヒグマの生態が攪乱されることが懸念される。安全確保のための駆
80 除が増加すればヒグマの個体群存続をおびやかす可能性がある。

81 ② 質の高い利用を実現する上での問題点及び課題

82 ○多くの利用者が集中することにより、静寂な利用ができなくなっており、知床五
83 湖での自然体験の質の低下がみられる。原生的な自然とのふれあいを期待する利
84 用者のニーズには対応できていない。

85 ○不特定多数の利用者の自由利用を前提としているため、ヒグマとの遭遇回避の観
86 点から、地上歩道を閉鎖せざるを得ない期間が長く、安定的な利用が行えない。

87 ○様々な利用のルールを提唱しているが、強制力がなく、ソフトクリーム等を持ち
88 込む（食べ歩き）等の課題が生じている。

89 ○近年、アジアの国々を中心とした利用者が増加しているが、外国語での情報提供が
90 行えておらず、現場においてトラブルが生じている他、外国人利用者へのサービス
91 も不十分である。
92

93 2 利用の適正化を図るための基本方針

94 (1) 利用適正化計画により達成すべき目標

95 ① 自然環境保護上の目標

96 ○原生的な自然景観と多様な生物や生態系の保全（知床五湖地区本来の原生的な
97 自然景観と豊かな野生生物によって形成される多様な生態系を、人類共有の資
98 産として将来にわたって保全すること）を目標とする。

99 ② 公園利用上の目標

100 ○知床五湖の5つの湖を周回する地上歩道においては、質の高い優れた自然体験
101 の提供（優れた自然環境のもとで、一定の利用ルールにより、国立公園ならで
102 はの質の高い感動的な自然とのふれあい・体験及び公園利用サービスを提供す
103 ること）を目標とする。
104

105 (2) 利用のあり方に関する基本方針

106 ○駐車場から一湖の湖畔展望地までの間に整備された高架木道については、不特定
107 多数の利用者による安全で安定的な利用を確保する場とし、地上歩道と相まって、
108

- 109 利用者のニーズに対応した利用体験の選択を可能とする。
- 110 ○地上歩道は、利用による自然環境への影響の軽減と静寂な環境の保持を図るため、
- 111 利用人数（総立入人数、単位時間あたりの立入者数）の調整を行うとともに、自
- 112 然環境への負荷の少ない秩序ある利用を推進する。
- 113 ○ヒグマが頻繁に活動する期間の地上歩道の利用に際しては、ヒグマへの対処技術
- 114 を有する者として知床五湖の利用のあり方協議会が養成・登録した引率者の同行
- 115 により、ヒグマとの軋轢を予防し、より安全な利用環境の確保を図る。
- 116 ○適正な利用を推進するため、利用にあたって遵守すべき注意事項の普及啓発を行
- 117 う。
- 118

119 (3) 自然環境の保護及び管理に関する基本方針

- 120 ○原生的自然環境の保全を図るため、自然に与える負荷を軽減しつつ質の高い自然
- 121 体験が得られるよう、利用人数の制限・平準化、利用ルールの周知徹底を行う。
- 122 ○ヒグマと利用者の軋轢を回避・最小限とするため、利用者の行動をコントロール
- 123 するとともに、ヒグマの人慣れの進行によるヒグマの駆除を生じさせないように、
- 124 必要に応じてヒグマの追い払い等の学習措置を講じる。
- 125 ○植生の変化についてモニタリングを実施し、その結果を利用人数や利用ルールの
- 126 見直しに反映させる。
- 127

128 (4) 利用施設の整備及び管理に関する基本方針

- 129 ○駐車場を拠点として、安定的で自由な利用が可能な高架木道と、一定の利用調整
- 130 の下、原生的な自然環境の中で質の高い自然体験を行える地上歩道という2つの
- 131 利用空間を抱える地区となることから、それぞれの利用空間の性格の違いが明確
- 132 になるような施設整備と管理を行う。
- 133 ○地上歩道では、より深い自然体験を提供することから、危険木の管理や必要な標
- 134 識類等の再整備を中心とし、利便性の向上等を目的とした新たな歩道施設の整備
- 135 は行わない。また、地上歩道上の施設も最小限とし、不要な施設は撤去を行う。
- 136 ○地上歩道の利用にあたって必要となるレクチャーや立入認定手続きを行うための
- 137 受付・レクチャー施設（フィールドハウス）の整備と適切な管理運営を行う。レ
- 138 クチャーは、映像を使用するなど一般利用者の理解しやすいものとし、知床五湖
- 139 への来訪が増加傾向にある外国人にも理解可能なものとする。
- 140 ○一般利用者は、高架木道の利用が基調となるため、高架木道のエントランス整備
- 141 を行う。
- 142 ○現行のレストハウスの位置に、休憩所の整備を行う。
- 143 ○今回の整備にあわせて、知床五湖地区の施設・標識類はデザインを統一させ、国
- 144 立公園の核心地域にふさわしい意匠とする。
- 145

3 利用調整地区の指定に関する事項

(1) 利用調整地区の名称

- 「知床五湖地区利用調整地区」と称する。

(2) 利用調整地区の区域

① 利用調整地区の区域線（図面）

- 五つの湖と地上歩道を含む国有地（財務省所管地）及び斜里町有地を対象とし、高架木道敷地は含まない。（別添区域図参照）

② 利用調整地区の区域を示す標識等の整備計画

- 区域を示す標識の整備

利用調整地区の入口等主要地点に区域図を表示する。

- 利用適正化の趣旨等を示す案内・解説標識の整備

利用調整地区の入り口には、利用適正化の趣旨、利用調整地区の概要等を示す案内・解説標識を設置する。

- 「利用ルール」を周知させる標識の整備

地区内の必要な箇所に、利用者が守るべき事項（「利用ルール」等）を周知させるための制札等を必要に応じて設置する。

(3) 利用調整の期間

- 利用調整を行う期間は5月10日から10月20日までとする。ただし、期間は利用状況を踏まえて毎年度、見直しを行う。

(理由)

知床五湖地区へのアクセス道路は冬期間閉鎖されており、開通する期間は4月下旬～11月までの間であり、過去の利用統計では4月と10月下旬以降の利用者は非常に少ない状況にある。また、5月上旬については、例年積雪により地上歩道の大半が利用停止となっている期間である。以上のことから、期間の取り扱いについては各年度の状況を見て決定することとしている。

- 利用調整を行う期間は大きく、2期（5月10日から7月31日、8月1日から10月20日）に区分し、前者を「ヒグマ活動期」、後者を「植生保護期」と称し、それぞれの期間の実情に応じた利用調整を行う。

(理由)

例年春から初夏は、ヒグマが五湖地区を頻繁に利用する時期であり、ヒグマと利用者との間の軋轢を最小限とするためには、利用者の量と行動を十分にコントロールする必要がある。このため、植生保護を主目的とする期間と区別する。

183 (4) その他

184 ・利用調整地区の指定の広報、利用調整地区の周知の方法

185 ○知床五湖は知床国立公園の重要な利用拠点であるばかりか、道東を代表する観光
186 地であり、その利用のあり方の見直しは、十分な時間的余裕を持って、旅行業関
187 係者に周知していく。

188 ○知床世界遺産センター、知床自然センター、道の駅うとろ・シリエトク等の拠点
189 施設の他、各宿泊施設等に対してもリアルタイムの情報提供を行う。

190 ○メディアや旅行業関係者向けの広報を行うため、知床五湖の利用のあり方協議会
191 の中に広報に関する部会を設け、積極的な情報提供を行う。

192 ○外国人利用も増加していることから、外国語での広報、周知に努める。

193

194 4 モニタリング、モニタリングの評価及び計画への反映に関する事項

195 (1) 基本的考え方

196 ○知床五湖利用調整地区では、原生的な自然景観と多様な生物や生態系の保全と質
197 の高い自然体験の機会の提供を目的として本計画に基づく利用コントロールを
198 実施する。しかし、利用コントロールによる効果をあらかじめ正確に予測するこ
199 とは困難であり、順応的に管理していくことが必要である。

200 ○このため、利用コントロールの効果について指標を定めてモニタリングを実施し、
201 その結果を評価し、目標の達成状況に応じて、本計画を適切に見直していく。

202

203 (2) 指標等の設定

204 ○自然環境への影響の観点から、植生とヒグマに関する指標、自然体験の質の観点
205 から利用者に関する指標を設定する。指標については、専門家の検討を下に、協
206 議会において決定する。

207 ○指標は、講じる対策や調査研究の進捗状況に応じて検討し、以下の事項について
208 設けるものとする。

209 ・歩道とその周辺での踏みつけによる植生の損傷度合い、土壌の固結度合い

210 ・ヒグマと利用者の遭遇の頻度

211 ・ヒグマ活動期、植生保護期、それぞれでの利用者の混雑感、知床五湖の利用の
212 満足度、引率利用の満足度、再訪意欲

213 ・植生保護期における歩道上での混み具合、歩行速度（混雑すると歩行者が自由
214 に自分の好きな速度で歩けなくなるため、混雑度合いを表す指標となる）

215 ・その他、知床五湖に関する社会経済的指標（ガイド事業の利用者数やホテルの
216 宿泊者数、公共交通機関の利用者数、訪問車両数等）

217

218 (3) モニタリングの手法

219 ○上記指標に関するモニタリングは協議会において実施する。

- 220 ○遊歩道の主要地点、特に自然解説が頻繁に行われる場所、休憩場所、写真撮影の
 221 よく行われる場所にモニタリングポイントを常設し、シーズン前、ヒグマ活動期
 222 前後、植生保護期前後、シーズン終了時に、歩道幅、植被率、土壌硬度、植物の
 223 損傷度合いを記録する
- 224 ○レクチャー施設において、引き返した利用者や引率者の報告から、ヒグマと人の
 225 遭遇事例を収集する。また、必要に応じてスタッフによる調査・モニタリングを
 226 実施する。
- 227 ○ヒグマ活動期、植生保護期のそれぞれにおいて、毎年一定の時期、曜日、天候の
 228 条件ができるだけ同じ日に、利用者に意識調査を実施する。意識調査の内容は、
 229 利用者に関する指標にかかるもののほか、属性、利用形態、利用調整への意見な
 230 どとする。
- 231 ○植生保護期において、歩道上の数カ所に赤外線センサー付きビデオカメラを設置
 232 し、歩行状況の短時間の動画を撮影し、グループ間の距離、歩行速度を解析する。
 233 出来る限り、意識調査の実施日と同じ日とする（意識調査結果との対応を分析で
 234 きるようにするため）
- 235 ○利用調整導入初期の数年間については、人数や間隔の適正值の検討を行うため、
 236 上記の意識調査と動態の調査を定期的に、様々な利用状況の時に進行。

237

238 (4) モニタリングデータの評価

- 239 ○知床五湖利用調整地区のモニタリングデータは専門家による分析を得た後、協議
 240 会に報告し、協議会において毎年本計画の見直しを行う。
- 241 ○見直しの時期は、11月とし、変更を伴う場合は、翌シーズンの利用に間に合うよ
 242 う、告示の変更等の手続きを年度内に終える。

243

244 (5) 報告及び公表の方法

- 245 ○本計画の見直しを行う協議会は公開で行うものとし、モニタリングの結果及び協
 246 議会の会議録等は全て、インターネット（知床データセンター：
 247 <http://dc.shiretoko-whc.com/>）上において公表する。

248

249 5 立ち入り認定の手続きに関する事項

250 (1) 認定基準

- 251 ○自然公園法及び同施行規則による規定によるほか、知床五湖地区特有の基準とし
 252 ては以下のとおりとする。
- 253 <ヒグマ活動期（5月10日から7月31日）>
- 254 ・協議会が養成し、登録した引率者による引率を受けた10名以下の団体である
 255 こと（引率者を含め1チーム11名以下とする）。
- 256 ・地上歩道上の団体の同時滞在数は、8チーム以下とする。

- 257 ・利用は、入口→五湖→四湖→三湖→二湖→入口の一ルート、一方通行とする。
- 258 <植生保護期（8月1日から10月20日）>
- 259 ・1日の最大利用者数を3000人とし、1時間あたりに立ち入ることができる人
- 260 数は300人までとする。
- 261 ・利用の平準化を図るため、概ね10分ごとに50人ずつの立ち入りとする。
- 262 ・利用は、入口→五湖→四湖→三湖→二湖→一湖→高架木道（大ルート）、又は
- 263 入口→二湖→一湖→高架木道（小ルート）の2ルートの選択制とし、いずれ
- 264 も一方通行とする。

265

266 両期間共通

- 267 ・あらかじめ、知床五湖の受付・レクチャー施設において実施されるレクチャー
- 268 を受講していること。

269 ※立入認定の有効期間は、1日のみとし、1回利用後に、再度立ち入る場合は、

270 改めて認定を受けることが必要。

271

（参考）自然公園法・自然公園法施行規則に定める基準

- ① 国立公園の利用の目的で立ち入るものであること。
- ② 利用調整地区の区域内の風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、環境大臣が定める人数の範囲内であること。
- ③ 利用調整地区の区域内の風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼす留おそれがないものとして、環境大臣が定める期間内であること。
- ④ 次に掲げる行為を行うものでないこと
 - ・ 生きている動植物（身体障害者補助犬を除く。）を故意に持ち込むこと。
 - ・ 野生動物に餌を与えること。
 - ・ 野生動物の生息状態に影響を及ぼす方法として、環境大臣が定める方法により、撮影、録音、観察その他の行為を行うこと。
 - ・ ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
 - ・ 球技その他これに類する野外スポーツをすること。
 - ・ 非常の場合を除き、屋外において花火、拡声器その他これらに類するものを用い、必要以上に大きな音又は強い光を発すること。
- ⑤ 環境大臣が利用調整地区毎に定める注意事項を守るとともに、自己の責任において立ち入るものであること。
 - 注意事項として、（3）の内容を規定する
- ⑥ その他環境大臣が利用調整地区毎に定める基準に適合するものであること。
 - ヒグマ活動期の引率者の動向、一方通行、レクチャー受講等を規定する。

272

273 (2) 立入認定事務の実施方法

274 ①認定を行う事務所の場所

275 ○認定事務は、知床五湖受付・レクチャー施設（フィールドハウス）において実施
276 する。

277

278 ②受付の方法及び人数調整の方法

279 ○ヒグマ活動期については、協議会により登録された引率者資格を有する代表者立
280 入認定（団体利用）のみとすることから、事前予約制とする。この事前予約は、
281 インターネットサイト上で行えるようにする。

282 ○事前予約は先着順とするが、不適正な仮押さえ予約を防止する措置を検討する。

283 ○植生保護期については、当日受付のみとする。利用者は、立ち入ろうとする際に
284 は、先着順に直近で受講可能なレクチャーを修了し、立ち入りをを行う。このレク
285 チャーは10分ごとに50名の立ち入りを前提として実施する。

286

287 (3) 注意事項（利用ガイドライン）

288 ○利用調整地区内においでの出る飲食物を持ち込まないこと、また、利用調整地区
289 内で摂食を行わないこと

290 ○湿原や植生を踏み荒らすことのないよう、歩道を外れて歩行、休憩等しないこと
291 （ヒグマ活動期に、引率者の指示に従って行動する場合を除く。）

292 ○ヒグマ活動期の立ち入りについては、引率者の指示に従うこと。

293 ○ヒグマの出没により立ち入りが制限された地域には立ち入らないこと（ヒグマ活
294 動期に、引率者の指示に従って行動する場合を除く。）。

295 ○植生保護期において、ヒグマと遭遇した際には、騒がず、速やかに現場から待避
296 し、引き返すこと。

297 ○先行する利用者がヒグマに遭遇し、引き返している場合は、それ以上の進行をや
298 め、ともに引き返すこと。

299 ○外来種を非意図的に持ち込むことのないよう、利用に先立ち、衣服・靴等に付着
300 した種子や土の除去に努めること。

301 ○定められた順路を遵守し、一方通行を堅持すること（ヒグマ活動期に、引率者の
302 指示に従って行動する場合を除く。）

303 ○環境省、北海道、斜里町、知床財団、自然公園財団並びに指定認定機関の関係職
304 員の指示に従うこと。

305

306 (4) 注意事項（利用ガイドライン）の周知

307 ○注意事項については、フィールドハウスにおいて実施するレクチャーにおいて周知
308 徹底する他、ヒグマ活動期については、引率者が随行者に遵守させる。

309

310 (5) 利用者の指導

311 ○環境省、北海道、斜里町、知床財団、自然公園財団並びに指定認定機関の関係職員
312 は、巡視等において不適切な行動を行う利用者を発見した場合は、適切に指導を行
313 う。

314 ○利用調整地区の基準や注意事項が遵守されていない場合は、自然公園法違反として
315 罰則の対象になることもあることから、指導に従わないような悪質な行為について
316 は、速やかに環境省に通報すること。

317

318 6 引率者の養成に関する事項

319 ○ヒグマが知床五湖で活動する機会の多いヒグマ活動期の利用にあたっては、ヒグマ
320 への対処技術を有する引率者が引率する団体利用とすることから、当該引率を行う
321 のに必要な引率者を知床五湖の利用のあり方協議会において養成し、資格審査を行
322 う。

323 ○引率者資格は知床五湖の地理を熟知しているなど豊富な経験を有していることが必
324 要である一方で、誰もが応募しうる公開されたものであることが重要であることに
325 留意する。

326 ○協議会に専門の部会を設け、引率者資格要件、研修内容、引率時の基本ルールの検
327 討や資格認定を実施するとともに、引率者資格要件等について毎年の実施状況等を
328 踏まえた見直しを行う。

329

330 7 自然ふれあいプログラムの提供等に関する事項

331 (省略の予定)

332

333 8 自然環境の再生、復元等に関する事項

334 ○人の踏み荒らしによる植生が荒廃した場所については、制札等により新たな踏み荒ら
335 しの発生を防止することを基本とし、自然に回復するのを待つことを基本とする。

336 ○回復状況についてモニタリングを行い、十分な回復効果が得られない場合には人為的
337 な回復について検討する。

338 ○ヒグマの人慣れが進行しないよう、必要に応じて追い払い等の対策を講じる。

339

340 9 利用施設の整備及び管理に関する事項

341 ○利用施設の整備及び管理に関する基本方針に従い、適切な施設整備と管理を行う。

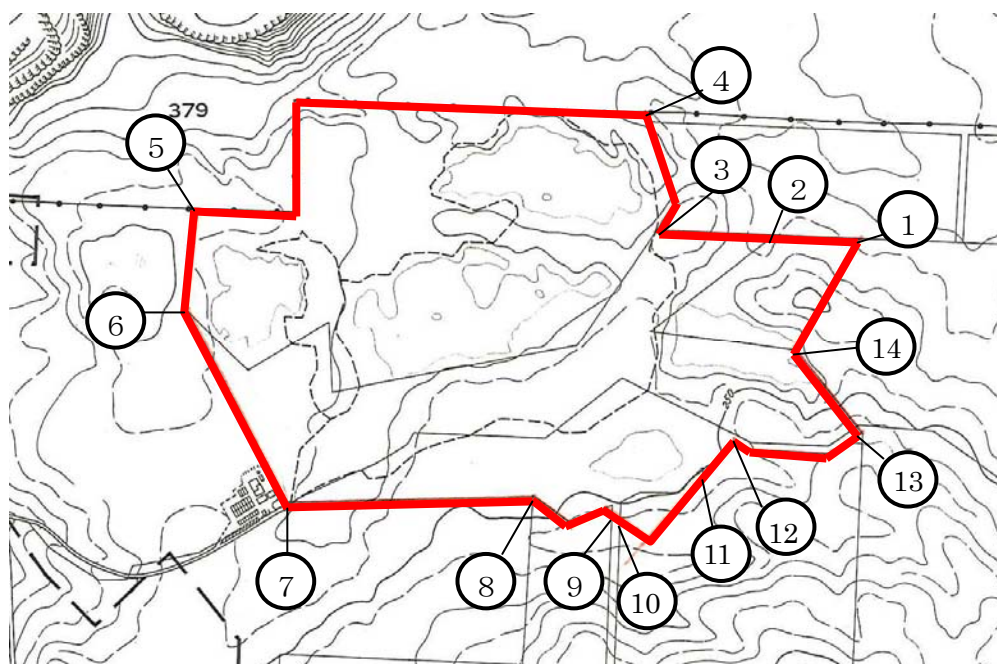
342 ○各施設のデザイン・意匠だけでなく、各施設で提供するサービス・商品は国立公園の
343 核心地域にふさわしい特別な空間としての演出が可能なものであることを原則とする。

344 ○各施設の整備や運営にあたっては、ユニバーサルデザインを導入し、様々な利用弱者
345 対策を講じるが、身体障害者補助犬を同伴しての地上歩道の利用など対応できない事
346 項については、あらかじめ標識、HP等を通じて丁寧に説明を行う。

347

348 (別添図) 知床五湖利用調整地区区域図

349



350

※上記区域線で囲まれる地区のうち、高架木道敷地は除く。

利用調整地区区域線		
①	—②	土地所有界 (国有地・民有地)
②	—③	土地所有界 (町有地・民有地)
③	—④	土地所有界 (国有地・民有地)
④	—⑤	国有林界
⑤	—⑥	土地所有界 (国有地・町有地)
⑥	—⑦	見通し線界 (⑤歩道起点)
⑦	—⑧	見通し線界
⑧	—⑨	土地所有界 (国有地・道有地)
⑨	—⑩	見通し線界
⑩	—⑪	土地所有界 (国有地・道有地)
⑪	—⑫	見通し線界
⑫	—⑬	土地所有界 (国有地・町有地)
⑬	—⑭	見通し線界
⑭	—①	土地所有界 (国有地・町有地)

351

知床五湖の利用のあり方協議会・構成員用

知床五湖地区利用適正化計画（骨子）についての意見

所属 _____

氏名 _____

ページ・行数	意見（追加したい内容、修正したい内容等。理由も添えてください。）

2月10日頃までにご返送ください。また、用紙が不足する場合は、コピーしてご利用ください。
また、メールでご意見を御連絡いただいても構いません（ウトロ自然保護官：中村宛）

意見提出先：ウトロ自然保護官事務所 fax：0152-24-3646